

千葉市公告第390号

千葉市公共下水道事業受益者分担金条例（平成8年千葉市条例第25号）第3条第2項の規定により、公共下水道事業受益者分担金の賦課対象区域を定めたので公告します。

令和元年5月20日

千葉市長 熊谷俊人

1 賦課対象区域

南部処理区

若葉区 小倉町、金親町、若松町 の各一部

緑区 刈田子町 の一部

関係図は、千葉市建設局下水道管理部下水道営業課において、公告日以降供覧します。